

平成23年2月21日

各 位

不動産投資信託証券発行者名  
東京都千代田区丸の内二丁目7番3号  
東京ビルディング20階  
産業ファンド投資法人  
代表者名 執行役員 倉都康行  
(コード番号 3249)

資産運用会社名  
三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 久我卓也  
問合せ先 インダストリアル本部長 西川嘉人  
TEL.03-5293-7091

### 新投資口発行及び投資口売出しに関するお知らせ

産業ファンド投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、平成23年2月21日開催の本投資法人役員会において、新投資口発行及び投資口売出しに関し決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 公募による新投資口発行（一般募集）

- (1) 募集投資口数 14,200口
- (2) 払込金額 未定  
(発行価額) (日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成23年3月1日（火）から平成23年3月4日（金）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に開催する役員会において決定する。なお、払込金額（発行価額）とは、本投資法人が募集投資口1口当たりの払込金として受け取る金額である。）
- (3) 払込金額（発行価額）の総額 未定
- (4) 募集方法 一般募集とし、野村證券株式会社、日興コーディアル証券株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を共同主幹事会社（以下「共同主幹事会社」と総称する。）とする引受シンジケート団に全投資口を買取引受けさせる。共同主幹事会社以外の引受人は、UBS証券会社、メリルリンチ日本証券株式会社及びマッコーリー・キャピタル・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド（以下共同主幹事会社と併せて「引受人」と総称する。）とする。
- なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における普通取引の終値

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出し届出目論見書並びに訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

(当日に終値のない場合には、その日に先立つ直近日の終値)に0.90～1.00を乗じた価格(1円未満切捨て)を仮条件として、需要状況等を勘案した上で決定する。

- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、一般募集における発行価格(募集価格)の総額と払込金額(発行価額)の総額との差額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込単位 1口以上1口単位
- (7) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (8) 払込期日 平成23年3月8日(火)から平成23年3月11日(金)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (9) 受渡期日 払込期日の翌営業日
- (10) 発行価格(募集価格)及び払込金額(発行価額)、その他この新投資口発行に必要な事項は、今後開催する役員会において決定する。ただし、正式決定前の変更等については、執行役員に一任する。
- (11) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

## 2. 投資口売出し(オーバーアロットメントによる売出し)

- (1) 売出人及び  
売出投資口数 野村證券株式会社 1,400口  
なお、売出投資口数は上限を示したものである。需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出投資口数は、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に開催する役員会において決定する。
- (2) 売出価格 未定  
(発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は、一般募集における発行価格(募集価格)と同一とする。)
- (3) 売出価格の総額 未定
- (4) 売出方法 一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集とは別に、野村證券株式会社が本投資法人の投資主である三菱商事株式会社から1,400口を上限として借り入れる本投資法人の投資口の売出しを行う。
- (5) 申込単位 1口以上1口単位
- (6) 申込期間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (7) 受渡期日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (8) 一般募集を中止した場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。
- (9) 売出価格、その他この投資口売出しに必要な事項は、今後開催する役員会において決定する。ただし、正式決定前の変更等については、執行役員に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びに訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

### 3. 第三者割当による新投資口発行

- (1) 募集投資口数 1,400口
- (2) 払込金額 未定  
(発行価額) (発行価格等決定日に開催する役員会において決定する。なお、払込金額(発行価額)は、一般募集における払込金額(発行価額)と同一とする。)
- (3) 払込金額(発行価額)の総額 未定
- (4) 割当先及び投資口数 野村証券株式会社 1,400口
- (5) 申込単位 1口以上1口単位
- (6) 申込期間(申込期日) 平成23年3月23日(水)
- (7) 払込期日 平成23年3月24日(木)
- (8) 上記(6)記載の申込期間(申込期日)までに申込みのない投資口については、発行を打ち切るものとする。
- (9) 一般募集を中止した場合は、第三者割当による新投資口発行も中止する。
- (10) 払込金額(発行価額)、その他この新投資口発行に必要な事項は、今後開催する役員会において決定する。ただし、正式決定前の変更等については、執行役員に一任する。
- (11) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

#### <ご参考>

##### 1. オーバーアロットメントによる売出し等について

オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集とは別に、野村証券株式会社が本投資法人の投資主である三菱商事株式会社から1,400口を上限として借り入れる本投資法人の投資口(以下「本投資口」といいます。)の売出しです。オーバーアロットメントによる売出しの売出投資口数は1,400口を予定していますが、当該売出投資口数は上限の売出投資口数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村証券株式会社が上記本投資法人の投資主から借り入れた投資口(以下「借入投資口」といいます。)の返還に必要な本投資口を取得させるために、本投資法人は平成23年2月21日(月)開催の本投資法人の役員会において、野村証券株式会社を割当先とする本投資法人の投資口1,400口の第三者割当による新投資口発行(以下「本第三者割当」といいます。)を、平成23年3月24日(木)を払込期日として行うことを決議しています。

また、野村証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成23年3月16日(水)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。)、借入投資口の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資口の買付け(以下「シンジケートカバー取引」といいます。)を行う場合があります。野村証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得したすべての本投資口は、借入投資口の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村証券

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びに訂正事項分(作成された場合)をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した本投資口の全部又は一部を借入投資口の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る口数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入投資口の返還に充当する口数を減じた口数について、野村證券株式会社は本第三者割当に係る割当てに応じ、本投資口を取得する予定です。そのため本第三者割当における発行投資口数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当における最終的な発行投資口数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

上記記載の取引について、野村證券株式会社は、日興コーディアル証券株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社と協議の上、これらを行います。

## 2. 今回の新投資口発行による発行済投資口総数の推移

現在の発行済投資口総数	79,035口
一般募集に係る新投資口発行による増加投資口数	14,200口
一般募集に係る新投資口発行後の発行済投資口総数	93,235口
本第三者割当に係る新投資口発行による増加投資口数	1,400口（注）
本第三者割当に係る新投資口発行後の発行済投資口総数	94,635口（注）

（注）本第三者割当の募集投資口数の全口数に対し野村證券株式会社から申込みがあり、発行が行われた場合の数字です。

## 3. 発行の目的及び理由

新たな特定資産を取得することによるポートフォリオの収益力向上と財務安定性の向上を目的として、マーケット動向及び1口当たり分配金の水準等を勘案した結果、新投資口の発行を決定したものです。

## 4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

### (1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

5,616,000,000円（上限）

（注）一般募集における手取金5,112,000,000円及び本第三者割当による新投資口発行の手取金上限504,000,000円を併せたものです。また、上記金額は平成23年2月9日（水）現在の株式会社東京証券取引所における終値を基準として算出した見込額です。

### (2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

調達する資金については、本日付で公表した「国内不動産及び不動産信託受益権の取得に関するお知らせ」に記載の本投資法人による新たな特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項における意味を有します。）の取得資金の一部に充当します。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びに訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

5. 配分先の指定

該当事項はありません。

6. 今後の見通し

本日付で公表した「平成22年12月期 決算短信（REIT）」に記載のとおりです。

7. 最近3営業期間の運用状況及びエクイティ・ファイナンスの状況等

(1) 最近3営業期間の運用状況

	平成21年12月期	平成22年6月期	平成22年12月期(注2)
1口当たり当期純利益(注1)	10,341円	16,235円	10,102円
1口当たり分配金	10,342円	16,235円	10,102円
実績配当性向	100.0%	100.0%	100.0%
1口当たり純資産	472,534円	478,427円	472,294円

(注1) 1口当たり当期純利益は、当期純利益を日数加重平均投資口数で除することにより算定しています。

(注2) 平成22年12月期の数字については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査はなされていません。

(2) 最近の投資口価格の状況

①最近3営業期間の状況

	平成21年12月期	平成22年6月期	平成22年12月期
始値	263,900円	240,000円	312,000円
高値	273,900円	383,000円	414,000円
安値	228,000円	223,300円	300,000円
終値	245,400円	319,000円	393,500円

②最近6ヶ月間の状況

	平成22年9月	10月	11月	12月	平成23年1月	2月
始値	305,000円	334,500円	337,500円	374,000円	396,000円	394,500円
高値	340,000円	345,000円	379,500円	414,000円	400,000円	396,000円
安値	305,000円	311,500円	333,500円	372,500円	362,500円	363,000円
終値	334,500円	333,000円	374,000円	393,500円	394,000円	384,000円

(注) 平成22年2月の投資口価格については、平成22年2月18日現在で表示しています。

③発行決議日の前営業日における投資口価格

	平成23年2月18日
始値	380,000円
高値	385,000円
安値	380,000円
終値	384,000円

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びに訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

(3) 最近3営業期間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

8. その他（売却・追加発行等の制限）

- (1) 三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社は、一般募集に関し、共同主幹事会社との間で、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日が終了する期間中、一般募集の前から所有している本投資口につき、共同主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、原則として本投資口の売却等を行わない旨を合意しています。
- (2) 三菱商事株式会社は、一般募集に関し、共同主幹事会社との間で、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日が終了する期間中、一般募集の前から所有している本投資口につき、共同主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、原則として本投資口の売却等（ただし、オーバーアロットメントによる売出しに伴う本投資口の貸付け等を除きます。）を行わない旨を合意しています。
- (3) ユービーエス・エイ・ジーは、一般募集に関し、共同主幹事会社との間で、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日が終了する期間中、本投資口につき、共同主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、本投資口の売却等を行わない旨を合意しています。
- (4) 本投資法人は、一般募集に関し、共同主幹事会社との間で、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して90日目の日が終了する期間中、共同主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、本投資口の発行等（ただし、一般募集、本第三者割当、合併及び投資口分割による投資口の発行等を除きます。）を行わない旨を合意しています。
- (5) 上記(1)乃至(4)のいずれの場合においても、共同主幹事会社は、制限期間中にその裁量で当該合意内容の一部又は全部を解除し、又は制限期間を短縮する権限を有しています。

以 上

\*本投資法人のホームページ：<http://www.iif-reit.com/>

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売  
出届出目論見書並びに訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。